

オンラインゲームの

こうかく か きん

高額な課金トラブルに注意!!

【相談事例】

父親のタブレットでゲームを始めた。学校の友達からゲームの課金の仕方を教えてもらい、課金するとゲームのアイテムが強くなった。お金を使っていることはわかっていたが、友達から羨ましがられたのでやめられなくなり、両親は気がつかないので大丈夫と思った。最近、高額な請求がきて親に知られ、怒られてしまった。(10代男性)



注意

オンラインゲームで遊んでいると、現実のお金を使っている感覚が薄れ、気がつくと利用料が高額になってしまうケースがあります。しかし、利用した代金は必ず請求されます。



【アドバイス】

オンラインゲームで遊ぶときには、以下の内容を保護者と一緒に対策しておきましょう。

- ◇ 無料で遊べる範囲を理解しましょう。
- ◇ ゲームの課金のしくみを確認しましょう。
- ◇ ゲームの課金について、金額や利用時間などのルールを決めましょう。
- ◇ お金の価値や使い方について話し合しましょう。

未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合は、取り消しができる可能性があります。ただし、オンラインゲームの場合、本当に未成年者が利用したかを証明することが難しく、取り消しが認められるとは限りません。

「わからないことや困ったことがあれば、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。」

いやや

※通話料はすべて有料です。

消費者ホットライン ☎188

—あなたの地域の消費生活センターにつながります—



まもりん

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
 小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
 小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
 八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782



みもりん